

平成28年度 北園小学校いじめ防止基本方針

十和田市立北園小学校
校長 水口 宏

「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」及び「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」を受けて、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめは、どの児童にも起こりうるものであることを踏まえ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童が認識できるようにする。また、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの様態（例）〉

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れてもらえない。
 - ・席を離される。
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子がプロレス技等をかけられる。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。

- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策を実行に移す際の中核として、次の組織を設ける。

- ①名称 「いじめ防止対策委員会」
- ②構成員 校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，各学年主任，学級担任，養護教諭，教育相談員，PTA 役員，学校評議員等
- ③組織の役割
- ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・いじめの未然防止等，教職員の資質能力向上のための校内研修の実施
 - ・いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携，関係機関との連携など）

(3) いじめの未然防止のための取組

児童をいじめに向かわせないために、「学校が楽しいと実感できる児童」「積極的に授業に参加できる児童」「基礎的な学力を身に付けた児童」「自分は認められているという実感をもった児童」を育てる。

- ①規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。
- ・分かる授業づくりを進める。
 - ・すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
 - ・授業中の規律（挨拶と返事，正しい姿勢，発表の仕方や聞き方等）の問題を改善する。
 - ・教師の不適切な認識や差別的な態度，言動に注意する。
- ②道徳や特別活動等では，児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ・道徳教育や学級活動などで「いじめはいけないこと」「何がいじめなのか」について指導する。
 - ・他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
 - ・友人関係や集団づくり，社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
 - ・特別活動など，他の児童生徒との関わりから，人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
 - ・児童会活動で，いじめを自分たちの問題として受け止め，主体的に行動できるように働きかける。
- ③休み時間については，居場所づくりや絆づくりをキーワードとして，一人一人が安心して過ごすことができるような集団づくりをする。
- ・「小さなサイン」を見逃さない。
 - ・よりよい人間関係づくりについて指導する。
 - ・担任一人で悩みを抱え込まず，情報を共有する。
 - ・児童への温かい言動を心がける。
- ④インターネット上のいじめを防止するために，インターネット教室を開催する。
- ・情報モラル教育を推進し，意識を向上させる。
 - ・参観日の全体会や，学年懇談・学級懇談の場を利用して，保護者へ啓発する。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ①児童の些細な変化に気付き，情報を確実に共有し，速やかに対応する。
- ②年に3回，いじめアンケートを実施する。
- ③定期的に教育相談を実施する。
- ④教育相談員を積極的に活用する。
- ⑤保護者及び地域に対し，学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(5) いじめやいじめと疑われる行為を発見した時の取組

- ①「いじめ防止対策委員会」がいじめとして対応する事案か否かを判断する。
 - ・いじめの事実確認をする。(いじめられた児童、いじめた児童、保護者等) その際、「一方的、一面的な解釈で対応しないこと」「プライバシーを守ること」「迅速に対応すること」とする。
 - ・いじめについての情報交換をして、具体的な対応策を検討する。
- ②いじめられた児童と保護者を支援する。
 - ・守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。
 - ・家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
 - ・教育相談員を積極的に活用する。
- ③いじめた児童への指導と保護者への助言をする。
 - ・「ならぬことはならぬ」規範や、人権の大切さについて指導する。
 - ・望ましいあり方について児童や保護者へ助言する。
 - ・教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。
- ④いじめが起きた集団への働きかけをする。
 - ・いじめを見ていた児童へ、自分の問題として捉えさせる。
 - ・臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようということを指導する。
- ⑤インターネット上のいじめが発覚した場合は、関係児童から聞き取り等の調査をする。
 - ・被害にあった児童生徒等のケア等、必要な措置をする。

(6) 重大事態発生時の対応

〈重大事態とは〉

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・児童が自殺を企図した場合 ・心身に重大な傷害を負った場合 ・金品等を持ってくるよう強要された場合
 - ・精神面の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間(30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合(相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。)
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

②教育委員会の指導・支援のもと、次のように対応する。

- ・学校に重大事態の調査組織(PTA役員、学校評議員等を加える)を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

(7) 冊子「いじめ発見・対処のシステム」

「いじめ発見・対処のシステム」を全教員に配布し、いじめについて必要な情報がいつでも得られるようにする。冊子には、「いじめの定義」「児童観察のポイント」「アンケート調査内容(低学年用・高学年用)」「文部科学省によるいじめ資料」を含め、日常的に教員がいじめを意識できるような内容とする。